

広情個審第57号

令和6年11月21日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年6月27日付け広人人第107号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第382号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年6月27日付け広人人第107号の諮問事案（諮問第382号事案）

令和6年2月29日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年3月18日付け広島市指令人人第10号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同年4月1日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

元保健師A氏の個人情報全てが記載してあるもの並びに保健師B氏及び保健師C氏の個人情報の全面開示を求める。

(2) 審査請求の理由

公開要件が厳しいのが公務員の責任逃れの口実に使われていることが多いため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) A氏については、本市を退職しており、本市が当該者の個人情報を収集することがないため、請求に係る公文書を作成又は保有していない。

(2) B氏及びC氏については、本市職員又は元本市職員に該当者がおらず、両者の個人情報を収集することがないため、請求に係る公文書を保有していない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が見分したところ、本件開示請求において請求人が請求する公文書は、広島市職員の来年度の勤務先並びに元広島市職員等の勤務先、住所、電話番号及び携帯電話番号などの情報が記載された文書である。

上記情報の開示を求める本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 6 . 2 8	広人人第107号の諮問を受理（諮問第382号で受理）
R 6 ・ 1 0 ・ 1 0 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 6 ・ 1 1 ・ 1 4 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齐	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士